

# 固定資産(土地・家屋)現所有者申告書

令和 年 月 日

阿波市長 様

届出人(申告者)氏名 \_\_\_\_\_

固定資産税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、阿波市税条例第74条第3項に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

固定資産 課税台帳 の所有者 (被相続人) ※亡くなられた方	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日生
	死 亡 年 月 日	昭・平・令 年 月 日

相続人 代表者 (現所有者)	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日生
	被相続人との続柄	
	電 話 番 号	

代表者以外の 相続人	住 所	
	氏 名	(続柄 )
	住 所	
	氏 名	(続柄 )
	住 所	
	氏 名	(続柄 )

※ この届は、相続登記が行われるまでの間の、固定資産税納税通知書の送付先や納税関係の連絡先を確認するための届であり、不動産登記法における相続登記や相続税等に関する手続きとは関係ありません。相続等による不動産の名義変更は、別途、法務局での申請が必要となります。

## 地方税法 第384条3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者(以下この条及び第386条において「現所有者」という。)に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以降の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

## 阿波市税条例 (固定資産税の納税義務者等)

### 第54条

固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対し、その所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

### 2

前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

## (現所有者の申告)

### 第74条の3

現所有者(法384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条について同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号または法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項